

第6回神戸市会活性化に向けた改革検討会

- 日 時** 平成23年10月13日（木曜） 14時1分～16時46分
- 場 所** 27階第2委員会室
- 参加者** 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
（たちあがれ日本）北山順一
- 議 題** (1) 市民参加の積極的な促進について
- ①議会報告会
 - ②休日・夜間議会
 - ③請願・陳情のあり方
 - ④住民意見の反映（意見募集・検証），専門的知見の活用
- (2) その他

議事録（要旨）

1. 事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。
2. 市民参加の積極的な促進について、各検討項目の協議を行い、以下のとおり確認した。
 - ①議会報告会について、名古屋市など他都市の状況を確認し、インターネットを活用した広報機能の充実も含めて、後日、再協議することとなった。
 - ②休日・夜間議会について、災害時や市民の意見を二分するような議論が起きた場合には開催することができるといった担保をとることとした。
 - ③請願・陳情，傍聴のあり方について、「郵送により提出された陳情の取り扱い」については、後日、再協議をすることとし、「口頭陳述のあり方」については、現状どおり運用していくことを確認した。「請願紹介議員への質問」については、現状でも可能であるが、運用面等で、後日、再協議することとし、「請願者・陳情者への質問」については、当事者が圧力に感じることもあり、また、時間の問題等もあることなどから、後日、再協議することとなった。「傍聴者の録音」については、発言を部分的に使われるなど悪用して配信される可能性もあり、傍聴者の録音は認めないこととした。「議事を遮る傍聴者への対応」については、円滑な議事進行確保のためにも引き続き研究を行うこととし、「市会運営委員会，同理事会の公開」については市会運営委員会における協議に委ねることとした。
 - ④住民意見の反映（意見募集・検証），専門的知見の活用について、市民の生の声を聞くことが議員活動の基本であり、そのために不断の努力を続けるとともに、議会も専門的知見を活用して専門

的な知識を得ながら議会活動に生かしていくこととした。

なお、その際、次のような発言があった。

①議会報告会について

(安井座長) 議会報告会は、多数の会派が実施することに賛成または意義があると表明されているが、開催に当たっては多くの課題も指摘されている。一方、会派の市政報告など現行の手法で十分とする会派もある。この件について意見をいただきたい。

(崎元議員) 民主党では、既に議会報告を各議員が行っているのもので議会全体として報告会を行う必要はないという意見もあったが、今議会で行われていることを実際に議員が出向いて行うべきという意見が圧倒的に多かった。ただ、そのやり方が難しく、自分の選出区ごとに報告会を行うと、参加者が後援会中心に構成されるなど不自然な形になるのではないかという意見もあり、それについては自分の選出区とは違う区で行うことも考えられる。また先行実施している自治体をしっかりと研究してから実施に踏み切ったらどうかと考える。

(守屋議員) 他都市の事例を聞くと、議会報告会を開催しても十分な成果を上げられず中止を検討しているところもあり、現在行われている会派・議員ごとの市政報告で十分であると考えている。ただ、現状では他都市の事例を見ても導入すべき必要性を感じないというだけで、議会報告会をする必要がないとまで明記する必要はないと思う。意義があれば当然開いてもいいのではないか。また、インターネットを使つての情報伝達は、さらに充実させる必要があると考える。ただし、その費用負担や今までとは違った情報伝達の取り組みも議論すべきである。

(吉田謙治議員) 議会報告会は意義があると思うが、当然会派によって考え方も政策の方針も違うため、何をどう報告するのが問題である。先行事例を見ても本当の意味で報告するということが非常に難しいことが明らかになっている。公会堂などで報告することもいいが、議会報告は議会広報と重なっている部分もあるため、メディアを活用して市民がすぐに理解できるように解説も交えながら広報のノウハウやツールを考えていけばどうか。議会基本条例に規定するのであれば、議会報告会は当然開催することができるとし、テーマにより報告会のあり方も変わると思うので、そういう面も含めて施行規則で規定するかどうかなど工夫したらいいのではないか。また、傍聴者は我々の議論を聞いてもよくわからないと、よくわからないから議会は何をしているのかということになり、議会報告をしようという話になるので、そういうことを工夫していくべきではないか。

(金沢議員) 議会報告は大切であると思うが、議会全体で報告会を行うのであれば、やり方、中身が非常に大切になると思う。単に議会で決まったことを報告するのでは、賛成した議員や反対した議員がいる中で、自分の立場を抜きにした議会報告にどれだけの意味があるのかと思う。市が進めようとする施策に対して、議会がチェック機能を発揮してどんな議論が行われてきたのかという過程も含めて報告することが大事であり、そこが市民の議会や市政への関心を高める意味でも大事なポイントではないか。

(高山議員) 議会報告会は開かれた議会ということで賛同するが、かなり課題が大きいと受けとめている。三重県では、議長が定例記者会見をすとか、統一見解を議会でまとめて市長に手渡すなどしており、そういうことであれば議会として報告することに意義、必要性はあると思うが、そういう状況にまだ神戸市会はないので、現段階で具体的にするのは難しいと思う。

(大野議員) 単純に報告会だけとなると、やり方も難しく、おもしろくないものになるのではと危惧しており、かなり工夫が必要であると思う。持続をするためにも、おもしろいものにしなければならず、また、議会内部の意見がまとまったものでないと報告できないということもある。そうい

う課題が解決できて有権者にとって有意義なものになるのであれば、大いに進めるべきだと考える。

(あわはら議員) 積極的に議会報告会を行うべきである。議会改革と不離一体で、ある程度改革されてくる過程の中で議会報告会もできるようになってくると思う。どうしても、ある議案に対して賛成・反対の立場がそれぞれ問われる中で、どう客観的に議会報告ができるかと。他都市の事例では、賛成派・反対派がどう議論したかということではなくて、議会全体で客観的に報告をして、そこでいろんな質疑が出てくる中で、賛成意見・反対意見の中身を具体的に説明しているところもあり、議会改革の考え方が会派を超えて一体化する方向がないと難しい面がある。議会改革と一体となった形で議会報告会をしていくという方向が要るのではないか。また、議会報告会をして逆に議員が変わったという報告も受けている。市民にわかりやすく、議会の内容を説明しようとすると、議員が一生懸命勉強しなければならず説明力もつけないといけないので、その者自体の討論が議会報告をすることによって活性化されてきたと、そういう意味で両面があるのではないか。1つは議会報告ができるような改革をしていくということと、改革の過程の中に議会報告会はかなり力になっているので、そういう視点で整理する必要がある、報告会をする方向でみんなで努力していくべきである。

(林議員) 建前上は、基本的に開かれた議会で市民に大いに参画してもらうことだが、以前東京で同じような勉強会があったときに、現職の議員は個人演説会や勉強会も行い、また会派でも行っているものでそれで十分ではないかと。しかし、市民は各会派が言っていることはよく聞こえるが、議会総体として行政に何を言っているのか見えてこないという意見も一方である。議会総体として今後改革路線の上で何を行っていくのかが問われていると感じた。そこで議会の広報機能として新たなツールを開発しながら、市民にいかにアプローチしていくのかが問われている。議会報告会だけが機能しても現実的に成果が出ていない部分もたくさんあり、広報機能の議論の中で報告会を位置づけることと、インターネットを活用して本会議や委員会を中継していくことのアプローチをしておかないと、形骸化することは目に見えている。ただ基本的には議会報告会は担保する必要があると思う。

(北山議員) 市民に議会での議論を報告する義務はあると思う。しかし、議会報告会を実施するに当たっては課題がたくさんあり、むしろインターネットの活用やかつてサンテレビで放映されていた市会アワーを復活させた方が多くの人に見てもらえるのではないかと考える。

(安井座長) 皆さんの意見は、総論は賛成だが、各論では大変であるということだと思う。総論が賛成なら、各論でどうすればいいか知恵を出していただきたい。

(北山議員) 県会アワーは続いており、市会アワーがなくなったのは費用だけの問題ではなかったかと思う。費用だけのことなら、市会アワーを復活した方が話は早いのではないか。

(安井座長) 市会アワーについては、今後の課題だと思うので、場を変えて、例えば議運や代表者会議等で議論していただきたい。

(崎元議員) 他都市では党利党略に使われたり、議員個人が中傷・糾弾されたりすることもあったようであることから、議会で決まった事実を報告し、意見は後で手紙を出してもらうなどして、まずは報告会をすることが大切であると思う。今後、市会よりも各会派から選考された議員がつくる方向になると思うので、各会派から何人かずつ出して広報委員会をつくり、各会派の意見と方向性を話してもらい、それをインターネットに流すことも考えられるのではないか。広報によって、神戸市会の頑張っている姿を市民に理解してもらうことが大切である。そのためには党利党略のツールにしてはいけないと思うので、一方的にはなるが意見は後で聞くようにすればいいのではない

か。

(吉田謙治議員) 議会報告会をすると、どうしても党派制の違いがあり——党派制の問題だけだと各会派が独自に報告会を行えばいいわけであるが——議会全体で実施することにどういう意味があるのか考える必要がある。市民から見れば、各会派の考え方や議会と首長との考え方の違いなどを理解してもらうことが大事で、それを理解してもらおうとすると、議論を市民の前で行うだけではなく解説者が要ると思う。インターネットでもFAQ等で言葉の意味をわかるようにし、各会派の発言の意味がわかるように編集していけば、その中の問題点や各会派、首長の考え方がわかり、市民の判断材料となるはずである。確かに市民ホール等で報告を行い、市民から意見を聞くことも悪いことではないが、本来の趣旨からすると疑問に思う。議会基本条例に規定するなら報告会を開くことができる、あるいは広報全体の中でとりあえず規定しておけばいいと思う。他都市の議会広報では議員同士で編集委員会をつくって事務局に編集やインターネットで流す場合はこうしてほしいと働きかけをしており、むしろこの方が大事なのではないかと思う。

(守屋議員) いろんなツールを使って報告することは大事であるが、議会報告会をする意義を全く感じない。最近、三木市でも議会報告会があったようだが、集まる人数も限られ、パターンもわかっており、余り意味がないように思う。どうやって議会の活動や動きを市民に正確に伝えていくかが目的であると思うが、それからすると、インターネット放映も大幅に改善され、市会だよりも大幅に見直されている。そういう面では議会としても発信できる体制になりつつあり、また各会派でも行っており、それで十分ではないか。ただし、必要性があるときには、開催ができるという担保をとることはいいことだと思う。

(金沢議員) それぞれの会派の立場を大切にしたいので、単に決まったことを全体で報告するだけでいいのだろうかと思う。各会派が報告をその場で行い、市民からそれについて質問や意見を受けるといった一般的なやり方がいいのではないかと思う。市民の要望や関心にこたえていく議会報告会が大事であり、ポイントだと思う。

(高山議員) 神戸市会で考えれば、党の代表や会派の代表という立場でない、つまり議長・副議長、常任・特別委員会の委員長・副委員長などが、こういう委員会でこういう活動があったとか、こういう議論があったということ全体を束ねる立場で言うのはあると思う。ただそれよりも、リアルタイムで常任委員会の議論を見ていただく方が実があるので、リアルタイムで映像を流していく方が価値があると思う。

(かわなみ議員) 議会の議論の過程は見えづらく、それを市民にわかっていただくためには、議会側から報告会を行うことは非常に意義があると思う。結論を報告すること、それに至るまでの過程がどうであったか、こういう意見があつて結局こう集約したというのを議会の方からきちんと市民に提示することは非常に大切だと感じている。

(大野議員) 委員長や議長が報告する報告会に、現実問題、市民が来てくれるのか。新聞やテレビは一方的にお茶の間に届くからみんな見てくれるが、報告会は足を運んでももらわないといけない。来てもらおうと思うとかなり工夫をしないとけない。

(梅田議員) 議会報告会を他会派と一緒にすれば、各会派が自分の信念を言いつ放しになり、また市民に来てもらうために労力を使わないといけないので、今までどおり会派の市政報告でいいのではないかと考える。インターネットは、毎日見る人も一切使わない人もいる。仮に議会基本条例で議会報告会を行わなければならないとなればたまったものではないというのが本音である。

(あわはら議員) 議会報告会でどういう報告をするのかは、例えば広報委員会とか議会報告委員会

みたいなものをつくり，そこでだれが，どこへ，どう報告に行くのかということも含めて，しかもその報告内容はみんなで議論して，ある程度整理をしてから代表してそれを報告するところまで詰めればやれないことはないのではないか。まず第1段階で行えとすれば，この議会改革である。今回，議論した議会としての改善点やその過程の議論，最終的に議会基本条例をつくるのであればその中身について報告を行い，市民の意見を聞けばいいと思う。また最低，予算と決算については報告会を行い，その中でどういう問題点があるのか，議会報告委員会等へ持ち帰って検証しながら改善を行う。報告会を行っても人が集まらないのであれば，集めるためにどう工夫をするべきかを動きながら考えていけばいいのではないかと。ただ，非常にうまくいっているところは小さな都市が多い。三重県に議会報告会について聞いたが，余りよい返事ではなかった。小さい都市は，目の前の課題が自分たちの暮らしと直結するものが多いが，大きくなればなるほど距離があり，切迫感がないので人が集まりにくい。例えば区ごとにするのか，中学校区ごとにするのかなど工夫が要ると思うが，そこは動きながら考えていけばいいのではないかと。

（林議員）開かれた議会として担保していくことは大前提だと思う。いろいろとハイテクを使うのはお金をかければできると思う。アナログ的な形として区ごとに議会報告会を行ったらどうかと考える。東灘区の場合は，議員団会議で行政側と区役所で話をすることが少しずつ定着している。例えばそれに準じて，議員団で抽せん等で幹事を決めてその人を司会者に，議員団全員と必要ならば区役所職員にも出席してもらい，区民も公募で来ていただいて報告することで，全体でするよりもきめ細かく議会報告会ができると思う。それと，このたびの決算特別委員会の要望骨子には，基本的に各会派から出た要望がまとまっているが，中学校給食や子供部局の設置もたくさん意見が出ているので，それにもう少し肉づけをしながら報告をしていく，そういったものをとりあえず区でやってみればどうかと思う。

（北山議員）区ごとにすればどうかという話があったが，長田区は議会から報告するのではなくて，自治会の代表者から要請があって区選出議員全員が集まって毎年議論をしている。報告会については，党派ごとに考え方が違うので，できることを担保して継続審議にすればどうか。

（前島議員）議会全体で報告会を行う意義は，市民と議会との距離を埋めることにあると思う。確かに区ごとに報告会を行えば距離は近くなるが，議会全体の話よりも身近な問題に限定されてしまい，本当に議会報告になるのかということもあり，どこに焦点を当てて報告会を行うのが難しい。民主党では可能性は否定しないということで，一度実施する方向を探ってはどうかと考えているが，個人的には，議会報告会が開催できると担保しながら，現在インターネット録画中継しか行われていないところを，本会議も委員会も生中継で見られるように情報伝達を充実させることで市民との距離を埋めていくことが当面必要ではないかと思う。

（安井座長）この件については，いろいろな意見があることから結論を持ち越し，他都市の調査を行った上で再度試案を提示したいと思うがどうか。

（「異議なし」の声あり）

②休日・夜間議会について

（安井座長）休日・夜間議会について，大会派においては消極的な意見が多く見られる。これは費用対効果の点で疑問視されていることが主な理由と思われる。一方，積極的に開催を主張される会派もある。この件について意見を伺いたい。

（崎元議員）休日・夜間議会を開く理由として，平日昼間の議会に傍聴に来られない人のためだと思うが，休日・夜間議会にしても同じように来ない人は来ないのではないかと。議会全体として一問

一答制を導入するなど市会活性化に力を入れる方が傍聴もふえるのではないかと考える。多くの人に傍聴に来てもらいたいのので賛成はしたいと思うが、先行実施している各自治体の話を聞くと、初めは来たが後は全然来なかったとも聞いており、もう少し実態調査をしてから実施に踏み込むべきではないかと思う。また、休日・夜間議会を開催することでさまざまなコストがかかり、非常に難しい問題と考える。休日・夜間議会を行うとすれば、1回開催するのに、人件費・光熱費などの経費を具体的に公表していく仕組みにしたらどうか。

(守屋議員) 休日・夜間議会は、今でも開こうと思えば開ける状況にあると思う。もちろん休日・夜間に開く必然性は感じないが、必要があれば開催することは必要だと思う。特に危機管理的な事態が起きた場合は、曜日・時間は関係ないので、当然あらゆる時間帯を想定して、議員もそれに即応体制でいることは必要だと思う。

(吉田謙治議員) 東北の地方議会でかなり早い時期から休日・夜間議会を開催しているが、河北新報の記事等を見ても、ほとんど傍聴に来ていないようである。残念ながらそれが実態であると考え、休日・夜間議会を積極的に開催する必要性が具体にあるのか。仕事等で議会に見に行きたくても行けないことが一番の原点だと思うが、リアルタイムで見られなくても、インターネット等で繰り返し見られる状態にしておけば、議会の議論の状況が理解いただけると思う。むしろそういうことを積極的に保障する方がいいのではないか。

(金沢議員) これまでも休日・夜間議会の開催を提案しており、平日働いている市民の政治参加を高めるためにも、ぜひ開催してほしいと思う。神戸市会は、随分前から市民に開かれており、比較的傍聴も多いので関心のある人は来ると思う。

(高山議員) 休日・夜間議会開催に関して特に異議はないが、費用面や実施内容でかなり議論は必要だと思う。常時開催するよりも年に何回か日を決めて行う方が宣伝効果があると感じる。

(大野議員) 休日・夜間議会は、初めは珍しさで来るかもしれないが、1年に1回開催することで宣伝効果を出すなど何か変わった手を使わないと継続的に来ていただくことは難しいと思う。

(あわはら議員) 休日・夜間議会の開催を一番思ったのは、住民投票の直接請求があったときに人が下まであふれて、通行人に休日や夜間になぜ行ってくれないのかという声を聞いたときである。確かに、年間にある程度の回数を行うとなかなか来てもらえないこともあると思うが、極めて関心が高い議題のときは、夜間・休日議会を開ける状態をつくっておくことが必要だと思う。例えば敬老優待乗車制度の問題も非常に市民の関心は高かったが、そういうときに開催できるように条件整備をすればどうかと思う。

(林議員) 基本的に賛成だが、当局側やコスト上の問題で検討の余地があり、当面インターネットの生中継をふやすことが課題だと思う。

(北山議員) 長い議員生活の中で、休日・夜間議会を開いた方がいいと思うときもあり、開催できることを担保する必要はあるが、ずっと開催することは今のところ必要ないと考える。インターネット中継の充実等で十分対応できるのではないか。

(安井座長) 休日・夜間議会を頻繁に行うのではなく、災害や市民を二分するようなどときには開催することができると思えば結論を出したいと思う。参考として、仙台市や相模原市でも開催されているが、やはり人が集まらなかったり、費用対効果に問題があるようである。神戸市議会規則第4条で、「会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議長が必要と認めるとき又は議会の議決でこれを変更することができる。」という規定がある。この規定により空港のときに夜の11時、12時まで会議を開催することが可能となっている。つまり、現状でも開催する

ことができるが、あえてもう1度担保すると。なお、当局の休日・夜間の出務という問題があるが、地方自治法第121条により当局は出務しなければならないことになっている。

③請願・陳情、傍聴のあり方について

(安井座長) 請願・陳情、傍聴のあり方について意見を伺いたい。

(崎元議員) 請願・陳情は他都市と比べても先進的であり、今までどおりでいいのではないかと。傍聴のあり方について、例えば委員会を1日2委員会3日制にして、27階と28階の大きな委員会室ですれば傍聴席もしっかり確保できるのではないかと。また傍聴者のマナーの問題だが、非常に大きなやじが聞こえる場合があるので、もっと厳しく守衛に対応していただけたらどうかと考える。

(守屋議員) 請願・陳情については、神戸市会が開かれた議会であることはだれもが認めると思う。それを違った意味で少し利用し過ぎているという側面があると思う。自由民主党の全議員の思いだが、本来のあり方として、結論が出たものを何度も同じ趣旨の請願・陳情を繰り返すことが本当にいいのかどうか。市会として入り口で調査を行い、委員会で審議するものを分別するシステムをつくるべきではないか。審議の効率化や議論を深めるためにも、同趣旨の請願・陳情の口頭陳述は1つにまとめることを徹底してもらいたいと思う。請願・陳情の取り扱いは議運を中心に改革・改善が行われており、今後も議運の場で見直すシステムが有効だと思うので改める必要はないと思う。傍聴のあり方について、傍聴していただくことはうれしく思うが、目に余る傍聴者もいる。特に空港の住民投票の時は、傍聴者の中にはマイクを奪って話したり、走り回るなど騒乱状態となった。注意しても退去させられないことを傍聴者も熟知しているので言うことを聞かない。これは異常だと思うので指示に従わない場合、3回でアウトみたいな形で傍聴者の退去を求めたり、議論の妨害が趣旨だとはっきりすれば傍聴者を制限するなどしっかりと対応してもらいたい。

(吉田謙治議員) 請願・陳情のあり方については、これまでも改善を図っており、基本的には現行どおりでいいのではないかと。所管がなくても総務財政委員会で審議をしており、これ以上のことはないのではないかと考える。本来、権限のないことまで議論すべきかどうかについては、これまでも議論はあったが幅広くやっていけばいいのではないかと。傍聴についても、他都市と比べるとかなり早い段階で公開しており、傍聴席も他都市に比べればそれなりの数があり、本会議場も予算・決算特別委員会で使用するなどよくやっていると感じている。ただ、当局の資料では議会の考え方や問題の論点が市民にはわかりにくい。傍聴者には当局の資料だけでなく、その概要や議論になっている点を解説するものがあるといいのではないかと考えている。

(松本のり子議員) 地方自治法が平成20年6月に改正され、協議または調整を行うための場として代表者会議が法に基づく会議に位置づけられているので、例規を改正し、代表者会議を市民が傍聴できるようにするべきである。本会議や委員会の傍聴に関しては、議員に配る資料と同様に傍聴者にも配り、議会への理解が深まる工夫が必要ではないか。議会や市政への関心を高めてもらうためにも、会期前に市民にどのような会議があり、請願・陳情の提出期限等をホームページ等で広報することも必要だと思う。請願・陳情の口頭陳述の時間については、5分に限らず長くしてもいいのではないかと。請願の審議未了・廃案について、本会議で委員会に付託されたものであるため、本会議に戻して結論を出すシステムに変える必要があると感じている。

(高山議員) 請願・陳情に関しては、神戸市民でない人に対しても郵送で受け付けるなどきちんと対応しており、現状でほぼ問題ないと思う。資料の提示による口頭陳述も特に支障がなければ認めていけばいいのではないかと。審議未了の扱いについても、委員長報告に含めるなどの対応も考えられると思う。担当部局のない場合の意見決定の前倒しは、効率的・合理的な観点から支障がなけれ

ば、行えばいいのではないか。傍聴に関しては、守衛にやじ等の対応をしてほしいと思う。モニターテレビの配置に関しては、たくさんあれば望ましいが、費用面での見きわめが必要だと考える。傍聴者の録音に関しては、三重県も自由だったと思うし、インターネット放映も始まっているのもっと自由になってもいいのではないか。セキュリティー面で配慮が必要だと思うが、録音することで生命の危険にさらされることはないのもう少し緩くしてもいいと思う。傍聴者への資料配付は、三重県ではホームページに事前に掲載している。市域・県域が広がると議会に足を運ぶことは大変なのでそういうことも必要だと思う。資料配付を実際に行うと、市会事務局の対応——コピー作業等が大変だと思うので、現在各会派が無線LANを準備しているので、傍聴者もインターネットに共通で接続できるようにすれば会議中に資料も見られると思う。そういうお金のかからない方法があると思うので、一度検討すればどうか。

（大野議員） 請願・陳情のあり方は問題ないと思う。過去に傍聴者が大声を出して議長や委員長から退出の命令を受けて守衛が引っ張り出したことがあったと思うが、法的根拠はあるのか。

（事務局） 地方自治体には、国会議員の衛視のような警察権限がないので体を引っ張って外に出すことはできない。それをすると職員が暴行罪を相手から主張される可能性があるので、地方自治体の守衛にはできない。単にお願いを重ねて退出してもらおうことしかできない。

（安井座長） 条例化できるのか。

（事務局） 刑法との絡みがあるので難しいと思う。

（あわはら議員） 請願・陳情については、兵庫県議会がやっと傍聴を行うようになったことを考えると、神戸市会は全国的に進んでいると思う。私が議員になったとき、大阪市や京都市などは請願・陳情が全然整備されていない状態だったのに、神戸市会は、傍聴は当たり前で口頭陳述もできたためよくびっくりされた。請願・陳情は当時から先輩議員によって議会改革されており、敬意を感じている。ただ、通年議会になれば解決できる問題だが、議会閉会中に非常に緊急な請願の提出があった場合に次の会期まで持ち越さないといけないので、例えば議長権限で委員会に付託して、その後、直近の本会議で確認することができないか。市民傍聴について、市会運営委員会は、記者クラブだけの公開ではなく、市民にも傍聴できるようにするべきではないか。傍聴者への資料配付については、この検討会は資料配付されているがこれを全体に適用していただきたい。また、かつて空港問題か何かで請願紹介議員に対して質問をしたと思うのでできるとは思うが、紹介議員に対して議員から質問できることを明確にしておけばどうか。さらに、請願者・陳情者に対して条件が合えば議員から質問できることにすれば、より中身が深められるのではないかと思う。

（林議員） 請願・陳情は、神戸市会が進んでいるというよりも他都市がおくれていると思う。請願・陳情者は出したままになっており、当局は答えて議員は採択・不採択ということが形式的になっている。もう一步踏み込んで請願・陳情者から当局に1問ぐらい質問ができるとか、議員から請願・陳情者に質問できる機会をつくることによって、議会の責任としてこの陳情は難しいとか、逆にきちんと当局に働きかけないといけないとか、めり張りのあるものになっていくのではないか。

（北山議員） 請願・陳情は他都市より進んでおり、現状でいいのではないかと思う。担当部局のない場合の意見決定についても同様である。ただ、郵送による陳情の取り扱いについて、地球から戦争をなくそうという陳情が送られてきて、送った人の正体もわからないまま審議することは見直すべきと感じた。また、口頭陳述を聞いても趣旨がわからない場合、請願者・陳情者に趣旨を質問できるように担保してほしい。

（安井座長） 請願・陳情については、各会派とも神戸市会が進んでいるという意見であったが、調

べてもまさにそのとおりである。他都市では郵送による陳情の審議はケース・バイ・ケースで分けているとか、陳情の内容によっては議長判断で処理しているとかがある。その中で、さらにこうしたらどうかという提案もあり、まず、傍聴者の録音について意見をいただきたい。

（林議員）音と映像はネットにすぐに載る時代になっているので、基本的にメディアや信頼の置ける人に撮っていただく形が望ましいのではないかと。いかなる形にも編集でき、それが流布する可能性もあるので慎重にした方がいいと思う。

（吉田謙治議員）インターネットで流れてしまうというのは、切り物で使われてしまうおそれと、不用意な発言・差別発言もあるので、慎重に考えるべきではないかと思う。

（守屋議員）傍聴者の録音は、遮断することが難しい時代だと思うが、やはり遠慮いただくことを基本としていいのではないかと。

（梅田議員）例えば国会議員が全体の流れの中でしゃべったものを一部だけ取り出されて辞職に追い込まれることもあるので、その辺は慎重にした方がいい。

（松本のり子議員）現時点では、傍聴者の録音は控えていただいた方がいいと思う。

（崎元議員）全く同意見である。ただ、携帯電話でのツイッターは仕方ない時代になっているため、そこまでだめとは言えないが、傍聴者の録音は慎重に対処するべきではないかと思う。

（吉田謙治議員）先ほど差別用語とか不穏当な発言と言ったのは、責任を問われるからというのではなく、それを聞いた人が気分を害されることもあるので、きちんと管理をしなければならないという趣旨である。

（あわはら議員）政務調査員が許可をとって本会議や委員会で写真を撮っているが、自党派議員の発言について録音することはいいと思うがどうか。

（事務局）共産党さんは（本会議、決算・予算特別委員会の）動画撮影までされている。動画イコール録音も含まれているので、自党派の発言部分はオーケーになっている。

（北山議員）録音がそのまま流れるならいいが、そうでない場合も考えられるので、傍聴者の録音は控えていただいた方がいいと思う。

（高山議員）そもそもなぜ録音が禁止されているのかよくわからない。なぜだめなのか。

（吉田謙治議員）先ほど言ったように嫌なことを聞かされる側の人権の問題と、もう1つは——例えばインターネットの生中継をすればいいのではないかという議論が一方であるが、実はだれが流すかが問題である。議会が責任を持って流すのは、もし差別発言的なことがあれば、発言した人も流した人もはっきりしているので責任の担保ができる。それを傍聴者が流してしまうと、責任の追及ができないので慎重にした方がいいのではないかということである。

（高山議員）議員は自分なりの見解をまとめて話しているわけで、その議論を録音されて困るというのはどうかと思う。非公開であればわかるが議会はもともと開かれており、例えば不規則発言があれば後で訂正すればいいと三重県議会も言っていたように、まじめに議論しているのでそこまで恐れる必要もないと思う。

（安井座長）傍聴者の録音は、大勢においてそういう時期ではないという意見であるので、現時点では録音できないという結論にしたい。

次に、口頭陳述の時間について。

（安達議員）ほかの議会で口頭陳述がないのは、請願や陳情は、本来、文書主義ということだと思う。口頭陳述は否定しないが、よく見受けられるケースに書いてきた文章をそのまま読んでいる方が非常に多い。文面にあらわし切れない思いを言っていただく趣旨だと思うが、**えてして**そういう

方が委員長から時間と言われても最後まで読むケースが非常に多いので、共産党さんから少し緩やかにという話があったが、仮に5分を7分にしても9分になる話でこれは切りがない。よって、時間を長くすることには反対したいと思う。

(安井座長) 時間のあり方については、5分以内ということにしたい。口頭陳述をしている都市はほとんどなくて神戸と広島だけで、広島も5分である。

次に、陳情者あるいは請願紹介者に対して質問をするということについてはどうか。

(守屋議員) 陳情・請願が多い委員会は、午前中がそれで終わってしまい、十分な審議が尽くしづらくなっていることもあるので、陳情者等に質問をしたら相当の時間がまた割かれることになり、現実的ではないのではないかと感じる。

(あわはら議員) 紹介議員に対する質問を昔したことがあり、今でもできると思うがどうか。

(事務局) 今の件について、関連する規定として会議規則第52条第1項に「委員会は審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは委員でない議員に対して、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。」という規定があり、ここでいう説明または意見を聞くことができるという解釈の中で、過去に紹介議員に質疑をしたことがあるということだと思う。ただし、請願者・陳情者に対しての規定は一切ない。

(吉田謙治議員) 紹介議員は、請願の審議を尽くすという立場からすれば、当然やってしかるべきだと思う。ただ、陳情者や請願者はぜひ聞いてほしいとの要望があればいいが、議会から質問されるのは、やはり圧迫感があるのではないかと思うので慎重に考えた方がいいのではないかと。先ほどの時間的な問題は、まさに会期をどうするかということで、こういう議論が始まると時間が足りないという話がいろんなところで出てくる。陳情や請願の審査も、かつて空港の問題等々のときに、同趣旨の陳情が山ほど出てきて、その結果、同趣旨のものはまとめて口頭陳述をしてもらうということを議運でも工夫してやったが、やはりある程度工夫をしながらでも時間がかかるものは慎重に時間をかけてした方がいいと思う。そういう意味では、少なくとも紹介議員にいろいろ質問をして議論を深めるということは、時間がかかってもやむを得ないのかなど。ただし、その場合は、今の会期の形では時間的に無理があるので、2会期にするのか、通年にするのかは別にして、会期の問題は避けて通れないと思う。

(北山議員) 請願者の口頭陳述の意味が理解できないケースがある。肝心なところがわからないまま審査をすることは問題があると思う。ただ、請願・陳情の時間については、同趣旨の内容を陳情者・請願者が次々に発言することは、今より厳しくまとめていただく努力をする必要があると思う。時間については、もう少し神経質になるべきだと思うので、最終的には通年議会を考えるべきだと思う。

(前島議員) 請願は当たり前運用されており、改めてその趣旨を徹底したらいいと思う。請願についての質問はもちろん紹介議員にだけということでもいいと思う。陳情については、本人が来られない、郵送のもの、口頭陳述はしないというケースもあるわけで、陳情によって質問する、しないとなると、扱いに不公平が出てくることもあり得る。また、暗黙の圧力みたいな形が市民に届いてはいけないので、やはりそれぞれの会派なり議員が判断をして結論を出すということで、今までどおりやっていただきたらと思う。

(大野議員) 陳情は3日前に出てきており、その中で理解ができないところは、当然事前に調査をする。市長部局から出てくる議案にしても、事前に勉強してその上で議論をして結論を出していく。そういう意味でいくと、陳情の意味がわからないというレベルの疑問は、あくまで委員会の席上で

質問をするというのではなくて、事前に勉強するのが当たり前のことだと思う。委員会では議論を尽くすべきであって、その議論のときには陳情者の意見は確立しており、それをどうするかというのが議論になるわけである。時間が幾らでもあるなら別だが、貴重だと言っている時間を費やして質問をするのは反対である。

(松本のり子議員) 請願・陳情でマンション問題等が出た場合、自分の選出区ならわかるのだが、他区で出た場合に土・日を挟んで3日前に出てくると本当に苦勞したことがあった。もちろん現地は何とか見に行くが、その方と連絡がとれなかった場合などでそのまま委員会を迎えるときには、陳述者が望めば結構だがやはり聞きたいということは感じていた。何が何でも質問と言えば、陳情を出さない人もおられると思うので、そこは少し緩やかにして、連絡がとれなくて聞きたいという場合には、そういうのを設けてはどうかとを感じる。

(林議員) 今の陳情や請願の出し方は非常に形式的になっているのではないかと思う。請願者・陳情者に対して質問すらできない状況があり、地域の人たちなら事前に相談を受けていたりしてわかるが、他区の方だったらどういう意図で出されているのかということすら聞けない状況があるので、緩やかでいいので少し認めていくような形になればいいと思う。また、陳情者・請願者から逆に聞きたいこともあると思うので、緩やかにフリートキングできるような——たとえ5分でもいいのであればいいと思う。

(あわはら議員) 紹介議員には質問できる制度になっているということだが、委員会が両方重なっているときが多くて質問しようと思っただけでいい。まずそういうところの調整は最低限してもらわなければならないと思う。幾ら制度として質問できても実質できない状態になっている。請願を紹介したということはその請願に対して責任があるわけで、その人に議員が質問するのは当然なのでそのための時間も担保してほしい。また、請願者・陳情者の中には、余り質問されるとそれが怖くて請願・陳情を出さないということもあるだろうから、ある意味では気楽に請願・陳情は出せるが了解があれば請願者・陳情者にもその内容を正確に把握する意味で質問することを認めてもらう。何もその請願者・陳情者をいじめるわけではないので、再質問をどンドンしたりとか、時間を長時間とるということは絶対にあり得ないと思うので、それは担保してもいいのではないか。

(安井座長) 神戸市会がもしこれをオーケーとするなら非常に大きな変化になると思う。そういう意味を含めて、この議論は先送りしてもう一度議論を深めていきたいと思うがどうか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) 傍聴者については、今のところ制止することはできないとなっている。この点についても結論は出しにくいと思うので、これも改めてさせていただきたい。

(守屋議員) 警察権の問題を後で議論しても、どうなるものでもない。規制を求めているわけではないが、庁舎管理の視点や威力業務妨害とか、事務局側にもいろいろと研究してもらいたい。守衛も本会議でやじなどを言ったときにその人に注意をしているが、警察権がないからどうしようもないというのでは困るわけで、そういう庁舎管理の規定でお引き取りいただく手段を考えると、委員会自体を妨害すれば威力業務妨害に該当しないのかも、ぜひ研究をしていただきたい。

(事務局) 制止できないのではなく、身体的な圧迫でもって退場させることはできないということであり、過去、退場を命じて退場いただいた例もある。それは会議の進行上、委員長あるいは議長が注意をして、それでも出ていかなければ一たん休憩を挟んでその間に出ていただくように説得活動が続けるということになるかもしれないが、そういったことでその傍聴者に退場していただくことはあるかと思う。

(守屋議員) 今言われたのは、数少ない例外の事項だと思う。やはり議事を妨害することが多いと思うので、ぜひいろんな可能性を検討・研究してもらいたいと思う。

(安井座長) 事務局が言われたことも1つの事例として参考にしたいと思う。

郵送による陳情については、今までも真摯に取り組んでいるという認識の中で判断をいただきたいと思う。

(松本のり子議員) 市民へ公開をしていない理事会・議運・代表者会議について、これは地方自治法で公開してもよいとなっているので、これについて議論していただきたい。

(事務局) その件について、若干説明をさせていただきたい。地方自治法の改正によって、「議会は、会議規則に定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という自治法改正があった。会議規則にそういう会議を位置づければ、いわゆる法定の会議に位置づけられるということである。

(吉田謙治議員) 例えば、代表者会議を法定会議にすると法律に書いてあるのではなくて、我々自身が会議規則の中で代表者会議を法定会議にすると決めていいという地方自治法の改正があったということなので、代表者会議とか理事会をどうするのかという話である。

(あわはら議員) 市会運営委員会は法定にも定義されており、記者には公開されているが一般には公開されていないので、一般傍聴もできるようにしてほしい。市会運営委員会を見ていて、何かそれで不都合があるとは思えない。

(前島議員) 市会運営委員会は、議会のルールや進行を決めたりすることについての議論の場であり、その前なり後のやりとりが大事なわけで、それはきちんと市民に公開されている。そのための議論の場づくりを議運でやっており、それまで公開の対象に入れる必要はマスコミだけで十分ではないかと思う。

(あわはら議員) 市会運営委員会の理事会はわかるが、市会運営委員会には記者クラブが入っており、殊さら傍聴者を入れないという理由がわからない。

(大野議員) 私の理解は、議運は別に傍聴を拒むものでも何でもなくて、議運の部屋が小さいから入れないと。あえて議運の部屋をつくっているにもかかわらず、ほかの場所に行く必要もないと思う。

(前島議員) 傍聴のあり方についてもいろいろ考えていく中で、どういう目的でどういう意味で傍聴したいのかということを中心に考えていく必要があるのではないかと。それを思えばマスコミの同席で十分ではないかと思う。

(あわはら議員) 例えば日の丸の議場掲揚は、市会運営委員会の中でしか議論していないが、市民的に言えば非常に関心のある問題である。市会運営委員会の中で議論される問題も当然あるわけで、何も本会議の運営だけを市会運営委員会で議論しているわけではない。

(安井座長) これは議運の場でも議論できることなので、この件はこれで預からせてほしい。

④住民意見の反映(意見募集・検証)、専門的知見の活用

(安井座長) 住民意見の反映、専門的知見の活用について意見を伺いたい。

(崎元議員) 先ほどの請願、傍聴のあり方に戻るが、1日2委員会3日制は全然議論されていない。後日でもいいので検討していただきたい。

住民意見の反映、専門的知見の活用について、議会側は市民が何を求めているのか、また、どんな政策をしてもらいたいのかを把握することが一番大事ではないかと思う。今、市長への手紙や市民1万人アンケートという形で行政側が中心となって市民の意見を聞いているが、議会側として、

皆さんがどんなことを考えているのかということを経営マーケティングという手法を使っている自治体もある。記述式で意見を書いていただいて、その意見の中からキーワードを探し当てて、それが集積したものが市民の今一番してほしい問題ということで、議会側も政策立案をしていく、こういうことを手法としてやっていけばどうかと。例えば会派から何名か出して政策委員会をつくって、その中で政策マーケティングを行って政策を議会側として出していく手法も今後議論していく必要があるのではないかと考えている。専門的知見については、学識経験者の豊かな知識を議会でも積極的に活用するべきではないかと思う。

（守屋議員）神戸市会は全国的に最も開かれた議会の1つであると思う。住民意見・要望を反映させていくのは私たちの基本的な仕事であり、日常の活動においてもそれを追い求めているので、それを今さら規定する必要があるのか。今は非常に便利な時代になっており、最近ではメール等でいろんな意見・要望を聞かせていただいて、本人と会わなくてもより具体的に瞬時に相手と意思疎通ができ、住民意見が非常に反映されやすい環境になっていると思う。専門的知見の活用については、当局は審議会等が多く、意見を求めるのは議会ではなく審議会に求めているのかと誤解したくなるぐらいである。中間答申が出た、最終答申が出たと、もうそれでほとんど決まりというような感じになっている。そこには専門的な方が入っているわけで、それをしっかりと検証するためには、私たちも専門的知見がある外部の有識者等を使って対抗していくことが重要ではないかと思う。それと、マスコミの影響力は非常に大きいので議会のいろんな活動についてもっとマスコミに取り上げていただきたい。結局、日ごろの意思疎通というか、個々の議員との関係になっているところがあると思う。せっきやく記者クラブがあるので、もう少しマスコミとの意思疎通も図っていくことが、市民に思いを伝える大きな手段になると思うので、これは重ねてお願いをしておきたいと思う。

（吉田謙治議員）市民の意見を反映することは当然のこと、それに我々が全力を挙げることも当然のことだと思いが、その市民の意見を形成していただくための正確な情報提供を一生懸命に頑張らないといけない。市民の意見といっても、地域的にも、年齢的にも多種多様なので、そういう点で非常に困るところがあるが、市民の中でも議論をし、意見形成をしていただくためには、十分な情報提供をしていくべきではないかと考えている。意見募集の方法は、パブリックコメントやアンケート調査などいろいろあるが、我々の務めとしては、そういうものも使いながらやはりひざ詰めというか、フェイス・ツー・フェイスで皆さんの意見を聞いていくと。必ずしもアンケート調査の多数が重要な政策なり案件であるということではないので、少数であってもその人権を守らなければいけないとか、弱者のためにとという部分があり、そういう意味で我々の存在意義もあると思っている。専門的知見の活用は当然のことなので、学識経験者をどんどん活用して、当局に負けないようにやっていくべきだと考える。

（松本のり子議員）専門的知見の活用は、公聴会などを大いに開催して積極的に取り入れていくべきである。議案についても、市民から意見を聞くのにパブリックヒアリングを取り入れるべきだと思う。また、現地調査なども積極的に行う必要があると思う。市民意見の反映では、市民が議会に何を求めているのか、議会としてアンケートを実施することも1つの方法ではないか。そういった住民の声を踏まえて専門家の意見を聞きながら、市民により身近な議会のあり方を継続的に議論や検証をしていくべきではないかと考える。

（高山議員）基本的にすべて反映し、活用することが望ましいと考えるが、具体的なことまでは検討していない。ただ、専門的知見の活用について、どうしても外郭団体の出資比率の5割未満——住宅供給公社がいろいろ話題になっているが、この辺の公聴会というか、意見を聞く機会が今まで

なかったので、専門的知見の活用になるのかわからないが、市当局ではない経営陣の方、理事なり責任のある方に来ていただいて経営状況の報告をしてもらうなどをしていく必要があるのではないかと思う。

（大野議員）市民の意見を反映するのは当たり前の話で、できる限りの努力をする。正しい判断を市民にさせていただくための広報は、一番大事だと常に思っている。正しい基準での判断をしていただくことに向けてまず努力をしていかなければいけないと、大きな意味で考えているので、広報活動をしっかりとやっていきたい。

（あわはら議員）専門的知見や公聴会をきちんとやって、特に当局が審議会で、今回の外郭団体の問題でもそうだが、中間報告が出て、最終報告を待つというふうに言われたら、我々はそれを待たないといけないのかと。本当なら我々の視点で外郭団体の問題について、専門家の知識を得ながら検証していくことが議会として当然やっていけないうけないのではないかと。そのぶつかり合いみたいところが本当は市民に見ていただきたいと思っているので、これは積極的に活用していくべきだと思う。専門的知見をする具体的な事例として、今度の優先検討項目の議論が終わり次第、市民意見を聞いてみるとか、議会の方向性が決まってそれを実際にやってみた後、議会モニタ的な第三者機関を設置して、その成果や問題点を外部から検証してもらうことも、議会みずからできることなのでやってみてはどうか。

（林議員）市民の意見を十分聞いて市政に反映させたり検証していくというのも、私たち議員のまさに仕事だと思うが、なかなか個人では十分にできない部分があるし、それぞれのテーマがあると思うので、議会総体としてどういうふうに考えていくのかだと思う。例えば残念なのは中学校給食について、教育委員会がアンケートをして、かなり議会の中でも議論が進んできたわけだが、これは以前から愛情弁当なのか、あるいは食育なのかということを中心に議論してきた問題であって、こういうのをいち早く先取りして、議会が市民に投げて答えをいただくと。政党レベル、議員レベルではやっていることだが、議会総体として当局よりも早くテーマを挙げていくことによって、市民に対する信頼を得ていけないのではないかと思う。そういう機能をもっと充実させるべきだろうし、また、津波の問題や災害の問題でもっと専門家を呼んで聞かなければならないだろうと思う。身近にたくさん先生がおられるので、例えば危機管理室の審査のときに呼んで、危機管理室の話を裏づけるような形でもいいし、さらにはスーパーコンピューターを使いながらシミュレーションを出させていくというような先導的な役割を議会がすれば、行政よりも議会は先見性を持って問題に取り組んでいるということが市民に伝わっていくのではないかと思う。

（北山議員）議会改革がこうして議論を重ねてでき上がってくる段階で、市民からパブリックコメントを取るべきだと思う。市民の意見も聞いてこういう方向で市会を活性化させていくという意味を知っていただくためにも、今後は広聴・広報に力を入れるべきだと思う。専門的な知見の活用については、今までは個々の議員・会派でしていたとしても、議会としてそれほど目の前の問題について知見の活用はしていないと思うので、どんどんやっていけるようにしたいと思う。

（安井座長）この件に関しては、いわゆる市民がどう考えているか、市民の生の声を聞くのが私たちの活動の基本でもあり、そのため不断の努力を続けるとともに、専門的な知識を得ること——当局は審議会を通じ、いろんな政策を打ち立てているが、私たちも専門的な知識を得ながら、今後はそういうものを活用して委員会活動に生かすことが市民のためであるので、採用していきたいと思うがどうか。

（「異議なし」の声あり）